

令和7年度 京都市立衣笠小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。（いじめ防止対策推進法 第一条より）

いじめの防止のために、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心の育成を学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進をする。また、学級活動・児童会活動等の特別活動において児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動の推進をする。（国における検証及び基本方針の改定）

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、いじめ対策委員会を設置し、教職員がいじめに関する課題や情報を共有することで、いじめを許さない学校づくりを進めようとしてきた。「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、児童に人権を尊重する態度を育むように教育活動を行おうとしてきたが、十分とは言えない。さらに学校の取組が組織的な対応となるよう、徹底させていくことが必要である。（本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策）

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方針、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、保護者・地域・関連機関など子どもの育成に関わるすべての者が次の3点を基本理念として相互に連携した取組を継続的に行うこととする。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやることや社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」などに加え、社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

本校の学校教育目標は「人を大切にし、主体的に学ぶ子どもの育成」である。いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすると同時に、人権を守る学校を作るために、自分は何ができるか何をすべきかを考え実践できる子どもを育っていく。

2 いじめ対策委員会

ア 構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー

※緊急の場合はこの限りではない

※5月朝会でいじめ対策委員会を周知

イ 役割

- ・基本方針の作成や方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・関係機関、専門機関との連携対応

ウ 開催時期

定例 月1回 緊急時については、隨時開催

※緊急の場合はこの限りではない

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

エ 児童・保護者への周知方法

憲法月間の講話（朝会）において、児童に周知
H P・学校だよりで保護者に周知

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 学習環境の整備

- ・教室の環境整備、整理整頓
- ・学校図書館、学級文庫の整備・充実
- ・学校園の整備

イ 授業改善

- ・教材研究によるわかる授業をめざす。
- ・一人一人が活躍できる授業の構築をめざす。
- ・子どもの主体的な学習を意識した授業展開を行う。

ウ 道徳教育

- ・「道徳」の時間には道徳的価値について考え、自らの行動や生き方をじっくり考える時間とする。
- ・全教育活動を通して児童の豊かな情操と道徳心を培う道徳教育の充実を図る。
- ・いじめに関する学習をはじめとする人権学習を行う。

エ 体験活動

- ・人権が尊重される体験活動の充実を図る。
- ・体験活動を通して、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- ・高齢者との交流や地域の方との体験活動を行い、道徳的価値の行動化を図る。
- ・P T A行事・地域行事等への参加を促し、人とのふれあいの機会を多くする。

オ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・縦割り活動での児童同士のふれあいの機会を設定し、望ましい人間関係の育成を図る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童に関する情報の集約と共有

- ・様々な活動の中で、児童の実態把握に努める。
- ・教職員間で、定期的に情報交換を行う。また、日頃からコミュニケーションを大切にし、気になることがあれば、話題にあげるようにする。

イ 児童に対する定期的な調査

- ・年間2回、いじめに関する記名アンケート、学校評価アンケートを実施する。

ウ 調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・定例のいじめ対策委員会または職員会議後の情報交流の時間に報告する。

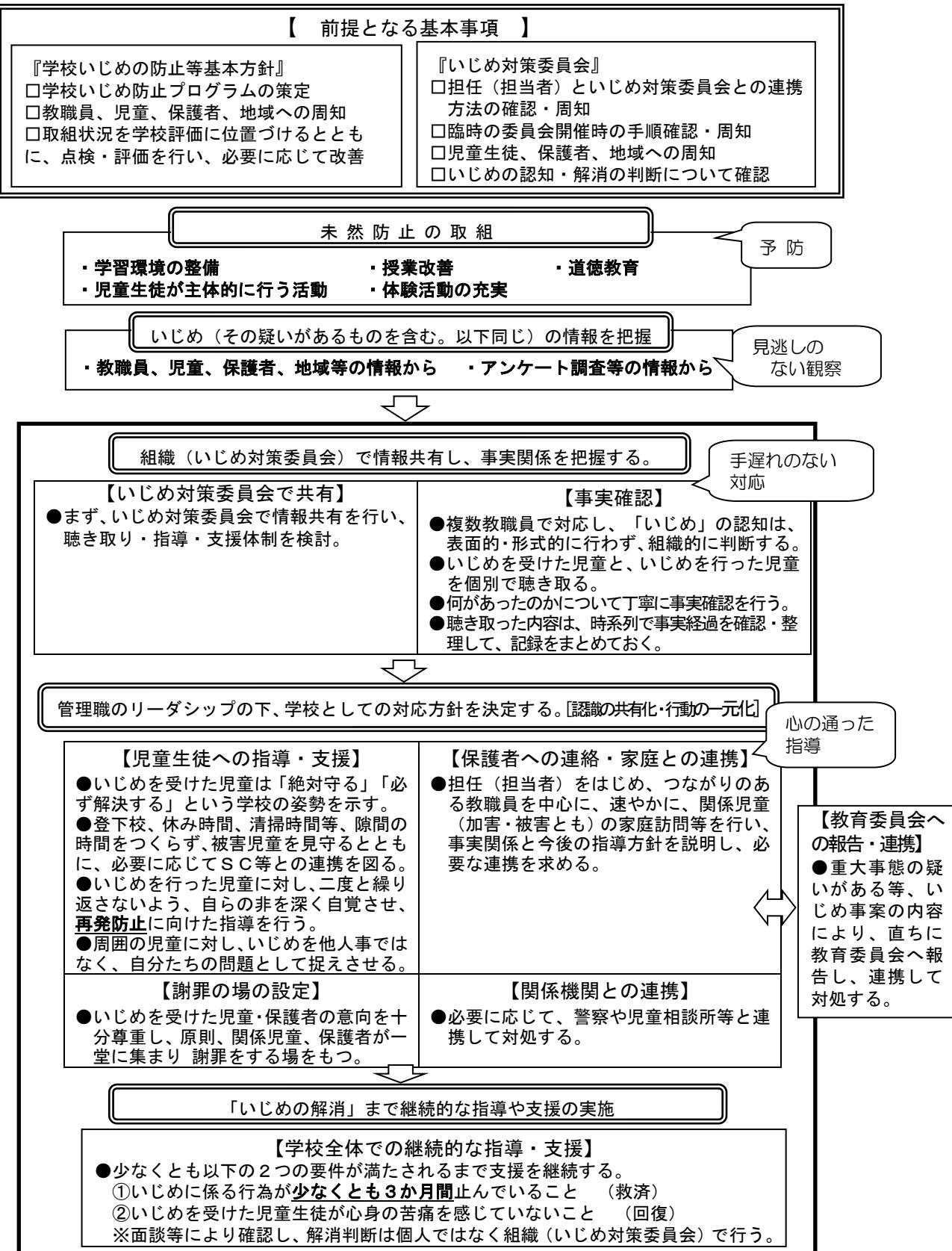
(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して児童を確認した上で、適切に指導するなど、組織的な対応を行う必要がある。

イ 校内での情報共有及び対応

令和7年度 衣笠小学校いじめ事案に対する組織的な対応の流れ



ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」「情報モラル教室」の内容を他学年にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

エ 「いじめの解消」の定義を通じて行われるいじめへの対応

- ・いじめに係る行為が少なくとも3カ月間止んでいることと、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できるまで、いじめは解消していないと捉え、休み時間・放課後等の隙間の時間を作らず、いじめを受けた児童の見守りを続ける。
- ・いじめを行った児童に対しては、二度と繰り返さないように自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。

(4) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

5月　いじめの防止等のための対策に関する研修

1月　いじめ事案を基にした実践研修

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

学校運営協議会やPTAとも協力し、社会全体で児童を見守り、すこやかな成長を促すため地域、家庭との連携を図る。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

教育委員会・警察署と連携して、いじめ防止を主眼とした非行防止教室を行ったり、児童相談所のいじめ相談を活用したりして、常に連携をとておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

京都市教育委員会へ報告と相談をし、調査主体を協議する。

重大事態は法において以下のように定義されている。

1. 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
2. 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査への協力

6 年間計画（予定）

※年間予定のため、年度途中に 計画の見直しを行い、予定を変更する場合があります。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケートの結果を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観① 学級懇談会① ・いじめ対策委員会についてHP・学校だよりで周知
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「いじめに関する記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気にかかる児童の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す（周知） ・朝会でいじめ対策委員会を周知 ・1年生を紹介する会 		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で保護者に周知 ・個人懇談会①
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「いじめに関する記名式アンケート・教育相談の結果の共有」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気にかかる児童の共有」 「いじめ防止のための対策について」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマイル活動（たて割り） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・クラスマネジメントシートの実施（4～6年） ・教育相談週間（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観② ・PTA総会で啓発 ・学校運営協議会で説明①
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C A サイクル」 ・生徒指導校内夏季研修会② 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① P D C A サイクル」 	<p>【共通】スマイル活動</p> <p>【4年】非行防止教室</p> <p>【5年】花背山の家</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会②
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「各学年の児童の情報共有」 			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマイル活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観③（人権学習） ・講演会の中で保護者啓発（道徳公開授業）

10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校評価アンケートの学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「いじめに関する記名式アンケート・教育相談の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 ・スマイル活動 <p>【6年】修学旅行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・クラスマネジメントシートの実施（4～6年） ・教育相談週間（個別面談）② 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「9月～12月いじめ事案の経過」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・人権標語の作成と発表 <p>【6年】薬物乱用防止教室</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会③
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② P D C Aサイクル」 ・生徒指導校内研修会③ 「いじめ等気にかかる児童について」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② P D C Aサイクル」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマイル活動 <p>【6年】ケータイ安全教室</p>		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図工展 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマイル活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校評価アンケートの実施、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観③ ・学級懇談会③の中で保護者啓発 ・地生連で広報
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 ・生徒指導校内研修会④ 「今年度の反省と次年度への課題」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・いじめに関するアンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②